中国におけるデザインの類否判断 ~文字デザインが類否判断に与える影響~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第60回)

内モンゴル蒙牛乳業 (グループ) 株式有限公司 原告

国家知識產権局特許復審委員会 被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

専利法第23条第2項は外観設計(意匠)の新規性に関し以下の通り規定している。

第23条第2項

特許権を付与する外観設計は現有設計又は現有設計の特徴の組合せに比べて、明らかな相違がなければならない。

本事件では、瓶の形状について外観設計特許権が成立しているところ、新規性がないとして無 効宣告請求がなされた。北京知識産権法院は、対比設計と比較すれば、蓋が存在せず、また蓋に 描かれた文字デザインが相違するものの、これらの相違は全体の視覚効果に与える影響は顕著で ないとして無効決定をなした復審委員会の判断を維持する判決を下した¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

内モンゴル蒙牛乳業 (グループ) 株式有限公司 (原告) は、"瓶(3)" と称する201530178323.5 外観設計特許 (以下、323特許という) を所有している。323特許の申請日は2015年6月3日、公告日は2015年11月25日である。

323特許のデザインは以下の通りである。

^{1 2017}年9月8日北京知識産権法院判決 (2017) 京73行初2169号